第6回第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会　会議録

日　　時　：　令和3年5月20日（木）から5月27日（木）まで

（各委員への資料送付日から、意見書の提出日まで）

場　　所　：　書面会議のため無し

出　　席　：　26人（意見書の提出者数）

傍 聴 者　：　書面会議のため無し

＜議事＞

議事①　基本理念及び推進体制の見直しについて

議事②　各論第1章（生活支援）について

議事③　各論第2章（保健・医療）について

＜配付資料＞

・次第

・資料1．基本理念及び推進体制の見直しについて

・資料2．各論素案（第1章、第2章）

・資料3．各論素案（第1章、第2章）補足説明資料

・資料4．第3次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況～令和元年度実績～（抜粋）

・資料5．障害者基本計画（第4次）平成30年3月　一部抜粋

各議事に対するご意見

|  |
| --- |
| 議事①　基本理念及び推進体制の見直しについて |
| ＜三浦委員＞  　見直し案➁の内容に書かれてありますように、子供のころから障害のある人とない人との交流などが必要な時もあります。実際、小中高の生徒対象の教育機関で「聞こえないって何？」をテーマに講師依頼を受けておりました（3年前まで）。  　現在はふれ合う場の機会が得られなくなりました。とても寂しいことです。啓発活動を進めて手話という言語を知ることで、思いやりあふれるまちづくりのきっかけになるのではと思います。 |
| ＜戸塚委員＞  　見直し後の案では、「分け隔てのない」と「個人としての尊厳の重視」が盛り込まれ、より充実した感がある。「個人としての尊厳」という文言に含まれる、尊厳を確保するうえでのその包括的な中身が後半の「施策の方向性」を通して、より具体的に、より明らかにされていく前文（基本理念）になっている。 |

|  |
| --- |
| 議事②　各論第1章（生活支援）について |
| ＜池田則子委員＞  (1)相談支援体制の充実  2．相談支援体制の充実  　計画相談の推進は、当事者が地域で住みよい環境になることとお話をして、勧めているのですが未だ相談員によって対応が異なりすぎると、当事者から言われることがあります。相談員の研修等による支援の質の向上、相談支援体制の充実を切に願います。 |
| ＜池田則子委員＞  (2)障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進  2．グループホームの充実  　地域移行推進のためにもグループホームの新設は必須だと思われます。しかし、男の子のグループホームより女の子のグループホームが少ないことに当事者からどうしたらよいかと聞かれることがあります。実態に沿って新設されることを願います。  　また、入所施設とグループホームの中間の施設。支援者がいつでも滞在しているホームはないかと相談を受けることがあります。障害の程度により、地域移行が難しい方をどのように受け入れていくのか、施策に盛り込んでいただけたらありがたいです。 |
| ＜池田則子委員＞  6．障害福祉を支える人材の確保  　今年の9月で移動支援事業を中止する事業所があると聞きました。移動支援は個々に柔軟なサービスを利用することで、親の手を離れ、自主的な社会活動、外出等の余暇支援活動、社会参加など当事者自ら行きたい場所や必要な活動を行うためにとても重要なサービスです。当会は移動支援を行っている事業所なので、問い合わせが来ています。  　しかし、当会も支援員不足の中、事業を中止する事業所と契約していた当事者を受け入れられる余裕はありません。  　まして、移動支援は外出先での支援です。実際、公共の乗り物に乗車できない方もいます。  　行動や心の変化のリスクサポートができる人材でないと危険を伴うこともあります。  　人材確保、研修（スキルUP）はもちろんのこと、コロナ禍で運営を縮小せざるを得ない事業所も増えるかもしれません。  　障害者が不利益にならないために、障害福祉を支える人材の確保を市全体の問題としてとらえていただき、施策に盛り込んでいただけたらと思っています。 |
| ＜池田則子委員＞  9．困難事例への対応について  　行動援護の方で、もともとほかの方と一緒に過ごすことが難しく、広い公園などを散歩することを楽しみにしています。しかし、コロナ禍で大きな公園や県民の森などの閉鎖に伴い、お散歩ができず自傷や他害など不安定な状態になっていました。当会が今できることをしようと、外出している人の少ない雨の日に、合羽を着てお散歩に出かけました。しかし、日中事業所でコロナ感染を考え、他の事業所の利用をしないようにと言われたそうです。実際その理由で利用キャンセルがありました。  　緊急事態、自粛等の中で親御さん、当事者は疲弊し、利用したいけど利用できないストレス、好きなことができないストレスに電話でお話を伺うことしかできませんでした。  　行動援護事業者数は決して多くはありません。困難事例の対応も専門家を含め、市全体の問題としてとらえていただけたらと思います。 |
| ＜池田則子委員＞  22．船橋市福祉有償運送運営協議会の開催  　申請、更新の時に協議会の方からの質問に、なぜ公共の乗り物に乗れないのかという質問をされます。  　関係者の方々に協議の前に、障害特性などをご理解いただける研修（勉強）の場を設けていただけたらありがたいです。 |
| ＜鈴木委員＞  （2）－6．障害福祉を支える人材の確保について  　福祉サービスに従事する人材の確保は継続する課題です。外国人の受入制度はEPAの他、留学生、技能実習に加え特定技能が追加し拡充してきましたが、一定の手続きや準備等を要します。また、介護福祉士養成校の定員が減少傾向にあるなど、採用は依然として厳しい状況が続いています。施策の方向性は「方策について検討する」とありますので、幅広く制度や対象を捉えて検討いただきいと思います。 |
| ＜河村委員＞  　障害のあるお子さんやそのご家族の緊急時の対応に不安を感じています。特に、医療的ケアが必要なお子さんの短期入所など、課題もあると思います。緊急時に対応できるような準備はご家族にも必要ですが、地域で支える体制に期待しています。 |
| ＜犬石委員＞  　「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」に関して、②と③のどちらの議事にもあるので、まとめて述べさせていただきます。  　数年前、アメリカで開発されたACT（包括型地域生活支援プログラム）の我が国における普及と効果検証のため、市川市がモデルとなって活動が展開されました。ACTとは、精神障害を持つ人達を対象に、精神科医、看護師など多職種からなるチームが訪問し支援を提供するプログラムです。アメリカでは成果を上げたようですが、我が国では根付くのはなかなか難しいようです。精神障害者は他の障害とは違った非常に特化したケアの困難な立場にあると思います。そのためACTのように医療関係者が関わったというより中心となった支援プログラムができれば、また精神に特化した訪問看護ステーションのようなものができれば、希望につなげることができるのではないかと思っています。本当に難しいと思いますが、当事者、家族は実現を願っています。 |
| ＜阿部朋子委員＞  （2）障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進  17．障害者等移動支援事業の充実について  　全ての学校に支援級が併設されているのが理想ですが、現状まだ実現されていないので、（平成27年6月より）保護者の付き添いができない場合などに通学・通所にも利用ができるようになったのは、とても柔軟な対応でありがたいです。（資料3各論素案補足説明資料P.8参照）  　支援学校は通学バスがありますが、支援学級の場合、学区にないと徒歩圏外の学校まで通わざるを得ず、その生徒や家庭の状況によっては通学にかなりの困難を要する場合があります。（うちの場合も転校当時は学区外にしか情緒級がなかったため、4km離れた小学校にどう通うか悩みました。結果的には自分がペーパードライバーを返上して送迎することにしましたが、この支援を利用するという選択肢もあったことはとても心強く、転校を決断する後押しをしてもらいました。）  　移動支援は物理的な便利さだけのサポートではなく、一部の人たちにとっては極めて生活に不可欠な社会とのつながりを持つ上でなくてはならないものだと考えます。 |

|  |
| --- |
| 議事③　各論第2章（保健・医療）について |
| ＜山田委員＞  P.30　歯科診療は身体障害や発達障害等、様々な障害のある子供たちにとって、とりわけ苦手なものです。船橋市にはさざんか診療、また、かざぐるま診療がありますが、先日自閉症をもつ子のお母さんから、地域の歯科で治療してもらうことができたといううれしい報告をいただきました。歯科医師会の協力のもとで理解ある歯科診療が増えていくことを期待します。 |
| ＜池田則子委員＞  （2）精神保健・医療の提供等  1．精神疾患等に関する正しい知識の普及  　相談支援件数等でも明らかですが、一番多い障害だと思います。そして、精神疾患をお持ちの方が他の障害の方と一緒に日中活動を行っている事業所も多々あると思われます。  事例について  　精神疾患の方への対応や事例を講習会になかなか行けない事業所にも向けて、パンフや映像等で学ぶことができ、その後質疑応答に対応してくださるとありがたいです。 |
| ＜菊池委員＞  　保健師の方々による家庭訪問や家庭支援が虐待防止や不就学児童発見にとても有効であると伺っています。特にアウトリーチによる支援は自分から動く可能性の低い、子の育ちに無関心な傾向や発信力の弱い家庭に支援者が気づく大切な取り組みであると考えています。さらに福祉から教育に支援の中心が移行する際に未就学時期の情報や支援方法が共有できるようになるとさらに重層的で切れ目のない支援につながっていくのではないかと思いました。このような取り組みのより一層の充実を願います。 |
| ＜阿部朋子委員＞  （5）情報提供の充実等  9．障害の早期発見の推進について  　障害の早期発見の推進として、新生児や乳幼児の健康相談を行う意義は大いにあると思うのですが、それと同じくらい親の心身状態を把握しサポートすることに重きを置いてほしいと願います。市政による保健師の家庭訪問や相談事業の充実という実績の裏で、ヘルプサインが出せない程頑張り過ぎていたり、すでに限界が来てしまっている親も少なくない気がします。お子さんが障害児である場合はなおさらです。子供の健やかな成長を守るには、その保育者の心身の健康を重要視する必要があると思います。  　ファミリーサポートなどによる一時的な育児補助もとても助かりますが、家事代行サービスを無償または減額でこの時期の親が利用できるサポートがあれば、心身をリラックスさせることができ、子供だけに向き合う時間が作れて、より理想的な気がします。  　子供の発達に関する気づきを早期に生む余裕を与えるためにも、初期段階からの親のサポートがとても大切だと感じます。 |

各議事のご質問・ご要望に対する回答

|  |  |
| --- | --- |
| 議事①　基本理念及び推進体制の見直しについて | |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜佐藤委員＞  　市民の障害者に対する理解啓発を促すためには、障害者自身が社会に参加し、市民と交流する必要があります。  　その点の表現が弱いと思います。推進体制の見直しの末尾の文章を次のように加筆してはいかがと存じます。下線部分。  また、障害のある人本人や支援者による活動を推進するため、障害福祉団体などが行う理解啓発活動及び社会参加活動に対し、市が積極的に支援を行います。 | ＜障害福祉課＞  　障害のある人の社会参加については、障害福祉団体を対象に、補助事業に社会参加活動事業を含む、船橋市障害福祉団体補助金の交付を既に行っております。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 議事②　各論第1章（生活支援）について | |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜清水委員＞  　地域生活支援事業にある移動支援事業に対して、基幹相談支援センターの立場から見ても地域のニーズにサービス提供体制が追い付かず、非常にバランスの悪い状態が数年続いており、相談者からのニーズにおいてもこの事業に対する要望が一定数あります。コーディネートする上でも長期間にわたり苦慮しております。（計画相談事業所も含めて）  　人材不足がこの状況を招いていることも承知しております。障害によりその特性が様々であり、一概に右に倣えでの支援は到底不可能であり利用者、支援者にとってプラスにはならないでしょう。そのためにも、ある程度の障害への知識と理解を得る人材育成の場（養成研修等）が必要と考えます。  　これは計画に対する文言の変更等ではなく、この事業を市民のために生きた事業として活用するために、しっかりとした議論が部会や本会で必要であると考えています。 | ＜障害福祉課＞  　まずは事業所に協力を仰ぎ、移動支援の利用実態や事業所の実態を把握し課題を整理します。 |
| ＜清水委員＞  　ライフサポートファイルの利用実態が想定より低いと考えます。作成時から既に4年近くたつ中で利用実態の低さや内容の見直しが必要であり、このままの形態での利用拡大（一貫性）は難しいように考える。 | ＜療育支援課＞  　ライフサポートファイルについては、本市実施のアンケート調査でも利用が進んでいない現状が明らかとなっています。今後、利用の推進及び拡大を図っていくために、様式や運用について引き続き検討してまいります。また、切れ目のない支援を行うためには、保育所等訪問支援の移行支援としての活用も有効であると考えられ、その他「引継ぎのための連絡票」等を通した支援機関の情報連携も重要であることから、記載内容の変更を検討させていただきます。 |
| ＜住吉委員＞  （1）相談支援体制の充実について  3．計画相談支援の推進  　計画相談の利用を周知し利用を推進することは良いが、利用希望者に対して相談支援を実施する事業所、従事者数が十分とは言えず、さらには支援の質にも差があることが事業の開始以来課題となっている様に思います。様々な協議会と連携を図り整備に取り組むとあるが、本事業を進めるにあたり具体的な解決をもう少し踏み込んで検討し、利用する方々が相談支援を利用するにあたり困ることのないような策を考える必要があるかと思います。 | ＜障害福祉課＞  　計画相談支援事業所の質の向上については、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、意見交換や研修会を通して取り組んでいただいております。  　引き続き、同協議会をとおして計画相談支援の充実を図ってまいります。 |
| ＜住吉委員＞  （2）障害福祉サービス等の充実について  2．グループホームの充実  　近年グループホームの設置が様々な団体、企業参入により増加傾向にあります。受け入れ先の選択肢が増えるのはよろこばしいですが、利用者様の障害特性に応じた対応があっての地域生活支援なので、居住する場所があれば良いわけではなく、関わる方たちの障害に対する姿勢や支援のスキルアップを図る取り組みにもぜひ力を入れる必要があると思われます。 | ＜障害福祉課＞  　グループホーム事業者のサービスの質の向上については、船橋市グループホーム連絡協議会において意見交換会や勉強会を実施することで図ることとしておりますが、コロナ禍においては、意見交換会等の開催が難しいため、同協議会の事務局が市内グループホームを訪問し聞き取り調査等を実施しております。引き続き、同協議会において障害に対する姿勢や支援のスキルアップを図る取組を実施してまいります。 |
| ＜山田委員＞  　障害のある人たちが住み慣れた地域で暮らしていくには、「相談支援体制の充実」「相談員の研修等による支援の質の向上」そして「障害福祉サービスとりわけ在宅サービス等の利用の推進」が挙げられているのは、まさにそのとおりと考えます。このような福祉を実現するための喫緊の課題は、P.8の「障害福祉を支える人材の確保」ではないでしょうか。最近得た情報ですが、長年にわたって移動支援・行動援護・通院等介助などのサービスを行ってきた事業所が、近々事業を中止すると聞いて驚きました。これらのサービスは地域で暮らしていくのに欠かせないものです。これまで利用してきた多くの障害者・児は代わって受けられるところがあるのだろうかと気掛かりです。障害福祉計画によって数値目標を確認してきたはずですが、今回のような事態は想定されていないと思います。以前、別の事業所から（移動支援ではありませんが）サービス提供を中止するとの連絡を受けたことがありました。その理由は財政難で職員を確保できないというものでした。今回の事業の中止がどのような事情かは分かりませんが、もし職員の確保の問題であれば、船橋市の障害福祉行政と多くの事業所にとって他人事ではないと思います。ぜひ市全体の問題として、人材確保に取り組むことを施策に書き込み、強調していただきたいと思います。また、人材確保は支援の質の向上と切り離すことはできません。P.9で「重度化・高齢化への対応」として専門職員の配置を行うとありますが、移動支援等においても、サービスを担う職員は当然それぞれの専門性を持っているはずです。支援の質の向上のために、船橋市として、ぜひ様々な福祉サービスを提供する職員の専門性を高める研修を行っていただきたいです。現在サービスに携わる職員がどのような専門性を持っているかの検証も必要と考えます。P.8の施策の方向性に書き加えていただけたらうれしいです。  　他の研修を受けた場合の受講料等の助成だけでなく、率先して船橋市が研修を行っていただき、福祉の人材が自信を持って仕事に当たれるようになることを願っています。 | ＜障害福祉課＞  　障害者が身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、障害福祉サービスが適切に供給される必要があり、安定的にサービスを提供するにはより一層サービスの質の維持・向上や、これらを担う人材を確保し、育成・定着を図る必要があると考えております。  　市としては引き続き、合同就職説明会の開催等、福祉業界への就職を支援する取り組みを行い、新たな人材の確保の方策を検討して参りたいと考えております。 |
| ＜泉委員＞  P8　6.福祉を支える人材確保  施策の方向性  　「また、人材確保のため、引き続き資格取得への補助制度を行っていきます。」としていただけないでしょうか。のまるでもこの補助制度があることで介護福祉士の資格を得た方が2名います。 | ＜障害福祉課＞  　補助制度については、施策の方向性の一文に記載したように、補助を行うことで障害福祉サービス等の職員の確保を図ってまいります。また、補助制度に限らず、その他の人材確保のための方策に関しても、今後の状況に応じて幅広く検討してまいります。 |
| ＜佐藤委員＞  　現在船橋市内で行動援護・移動支援を実施している事業所がこの9月から営業を休止するという話しが伝わっている。原因は、業務の担い手が少なく赤字が増え続いていることと説明されている。このままでは、同様の事業を行っているほかの事業所の負担も増え、同じく経営が悪化し、早晩、船橋市内の外出支援は全滅状態になる可能性がある。  　計画案では、相談支援の充実が盛り込まれているが、いくら相談を受けても事業者が存在しなくなれば、外出支援についての相談対応はできないし、グループホームや在宅生活、あるいは通院、通学支援が成り立たない。そこで早急に船橋市内の外出支援を展開する事業者の拡充を計画に盛り込む必要がある。  　そこで、項目17に移動支援についての記載があるが、その次に外出支援の人材・事業所の拡充の項目をいれることを提案する。そこには次のような文章を記載してはどうか。  　「市内で移動支援・行動援護を展開する事業所ならびに同事業に従事する人材を確保・拡充するために従事者資格要件の見直し、事業所への補助を拡充する」 | ＜障害福祉課＞  　行動援護の従事者要件については国が定めています。  　移動支援の従事者要件を明確にし、要綱に記載します。  　移動支援従事者の要件でもある介護職員初任者研修や実務者研修を修了した者に対し、受講料等の助成を令和２年度から行っており、一層の制度の周知に努めてまいります。 |
| ＜布施委員＞  （2）―2：グループホームの充実  　第三者評価的な文章は必要ないでしょうか？（または苦情解決の推進）  　障害者基本計画にも「障害者福祉サービスを提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進に努める」とあります。東京都では令和2年までの経過措置を経て、都の加算を受けるためには3年に1度の第三者評価と公表があると聞きます。千葉県はまだ認知症のグループホームのみではありますが、いずれ障害者のグループホームにも適応されるのではないかと思いました。つまり、設備等のみならず「サービスの質の向上」のためのチェック機能の整備の文言は必要ではないかと思いました。 | ＜障害福祉課＞  　障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、平成30年3月29日付で、厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長から通知が発出されており、「福祉サービス第三者評価の実施有無」については、サービス提供の開始に当たって、利用申込者またはその家族に対して重要事項として説明する必要のあるものとされております。  　こちらについては、都道府県が事業実施主体となっていること、また、第三者評価自体が努力義務であることから、本市としては必要な情報を収集するとともに、適宜市内事業所に周知を図ります。 |
| ＜布施委員＞  （2）―6：人材の確保  　障害者福祉の人材なので、特に重度訪問介護従事者養成研修助成も入れてはどうでしょうか。  　統合課程であれば喀痰吸引3号が取得でき、障害者の在宅生活を支えることができるのではないでしょうか。 | ＜障害福祉課＞  　研修費用助成事業補助金は、令和2年度に開始した補助事業であり、この1年で10名の申請者に対し補助を行いました。現時点では現行の補助制度の周知を図るとともに、事業者の意見も聞きながら、補助対象について検討してまいります。 |
| ＜戸塚委員＞  ・P16  　特に学齢前の障害のある子供への基本動作の指導・訓練の場合、日々それを継続していくには、生活の大半をともに過ごす親の訓練への協力・参加が不可欠である。  　したがって、子供の基本動作・訓練に日々親がどう関わっていったら良いのかも含めた、総合的な指導・助言体制が不可欠。 | ＜療育支援課＞  　本市所管の児童発達支援事業所（こども発達相談センターたんぽぽ親子教室・同ひまわり親子教室、東簡易マザーズホーム・西簡易マザーズホーム）では、保護者と子供が一緒に通所し、子供への指導・訓練だけではなく、保護者への助言・相談も行っています。また、本市のこども発達相談センターでは、相談業務に加え、保護者と子供で参加する少人数でのグループ療育も行っています。戸塚委員の御意見にもありました保護者への助言等の支援を含めた事業の実施を継続してまいります。 |
| ＜戸塚委員＞  ・P18　7．療育内容の充実  　幼稚園、保育園の職員に対してのみならず、そこに子供を預けたり通わせたりしている保護者に対する最新の情報提供や関わり方のノウハウの伝授（ロールプレイ）、バックアップ体制の充実も含まれていくのでは。 | ＜療育支援課＞  　幼稚園・保育園等に対する支援として巡回相談を行っていますが、保護者から子供に関する相談の要望があった場合は、こども発達相談センターにて来所相談を行っています。  　また、こども発達相談センターでは、ペアレントトレーニングを実施しており、家族への支援に努めています。ペアレントトレーニングについては、令和3年3月に策定した第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画にも活動指標として掲載しており、今後も継続して取り組む予定です。  　戸塚委員の御意見にもありますとおり、療育内容の充実には家族への支援も含まれていることや、前述の計画に活動指標として掲載していることを踏まえ、記載内容の変更を検討させていただきます。 |
| ＜戸塚委員＞  ・P18　8、9  　「障害のある児童の保育園、幼稚園への受け入れ」で、親が安心して入所、入園に踏み切れるような施設内における特別配慮、支援体制の整備も含まれるか。（「7.療育内容の充実」とも関連） | ＜公立保育園管理課＞  　本市の認可保育所等においては、身体障害者手帳及び療育手帳の交付の有無を問わず、心身の発達において特別な配慮を要すると思われる児童について、保護者が就労等により家庭で保育ができない場合には、船橋市発達支援保育実施要綱に基づいて、発達支援保育を実施しています。  　発達支援保育の実施に当たっては、事前に面接、体験保育や船橋市健康保育研究協議会での協議等を行うことに加え、市立保育所で実際に保育を行う際には発達支援保育対象児童がいる園に保育士を追加配置することや、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら助言を行うなどしております。今後も発達支援保育の充実に向け、引き続き支援体制の整備を行っていきます。  ＜学務課＞  　本市では、私立幼稚園の負担軽減を図ることにより、幼児教育の振興に資することを目的として、船橋市私立幼稚園運営費補助金交付規則に基づき、私立幼稚園運営費補助金を交付しています。  　その中で、障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対しては、障害のある児童の指導に要する費用として、補助金を交付しております。今後も補助金の交付を通じて私立幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を引き続き行っていきます。 |
| ＜戸塚委員＞  ・P21　1．手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進  　「施策の方向性」のところで、「障害のある人と障害のある人に対して意思疎通を必要とする人の…」という文章がやや分かりづらくなっている。 | ＜障害福祉課＞  　ご意見を踏まえて記載内容の変更を検討させていただきます。 |
| ＜堤委員＞  　「ふらっと船橋」について、「現状」や「施策の方向性」の内容のついての意見ではなく、船橋市やふらっと船橋のホームページついてですが、相談員にどんな相談ができるのか、過去にどんな事例の相談があったのか等具体的な相談内容を公開していただきたいと思いました。 | ＜障害福祉課＞  　現在、市及びふらっと船橋のホームページの改定を予定しておりますので、いただいたご意見を踏まえ内容を検討してまいります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 議事③　各論第2章（保健・医療）について | |
| ご質問・ご要望 | 回答 |
| ＜住吉委員＞  　「精神保健・医療の提供等」について  　精神障害者の方が内科的治療を要した時に、精神疾患があることを理由に治療を拒否されることのないよう医療機関への啓発や精神科と精神科以外の他科の連携強化を図っていただきたいと思います。 | ＜地域保健課＞  　保健所では、精神科と精神科以外の他科との連携を含む医療連携体制の推進を図っています。連携体制推進に係る協議会等で連携困難事例について共有した上で、必要となる医療機関への啓発や精神科と他科との連携体制推進について協議検討を行ってまいります。 |
| ＜菊池委員＞  　中学校で行われていると記載されている母子健康教室がより拡充されると良いと感じました。（毎年１校ずつの実施では市内27校の中学生のすべてはカバーできないと思いました。） | ＜地域保健課＞  　心身の大きな変わり目でもある思春期に、自らの心身について関心を持ち、健康について考え、生活することは重要であると考えております。これまで未実施の学校とも話し合いながら思春期保健に関する健康教育を実施する学校数を増やしていきたいと思います。 |
| ＜布施委員＞  　（3）―2専門職員の資質の向上  　第3次計画の際は担当部者が関係各課とありましたが、第3次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況によれば、障害福祉課、療育支援課のみの評価Aです。  　今回の計画実施担当部署が、地域保健課と療育支援課に変更されたのは、「保健・医療の充実」から限定したのでしょうか。具体的な専門職員の研修内容等がみえるような文言であれば想像がつくのですが、そこまで表現しなくともよいものでしょうか。 | ＜障害福祉課＞  　こちらの項目については、項目の順序を入れ替えるとともに担当課の変更をしています。  　順序を変更した理由としては、「1.専門職員の確保」において、「地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育指導のための心理発達相談員」といった具体的な記述をし、「2.専門職員の資質の向上」では「1.専門職員の確保」に記載している専門職員の資質向上を図るという構成で記載したほうが分かりやすいと考えたためです。  　そのうえで、本章は「保健・医療」であることや国の障害者基本計画なども参考に担当課を地域保健課と療育支援課に変更しております。 |
| ＜戸塚委員＞  ・P40　「障害の早期発見」他、において、働く母親たちが「仕事」と両立して利用可能な相談体制（時間、曜日等）の充実は含まれるか。 | ＜地域保健課＞  　「「仕事」と両立して利用可能な相談体制（時間、曜日等）の充実」は含んでおります。  　現在、就労している保護者の方で、平日の日中にご相談することが困難な場合は、個々の状況に合わせて都合の良い時間を確認しての電話相談や、時間を問わないメール相談をしております。また、対面での相談がご希望の場合は船橋市駅前総合窓口センターの母子保健窓口でご対応させていただいているところです。今後もこれらの相談体制を継続していきたいと思います。 |

（以上）